

第12回・最終回



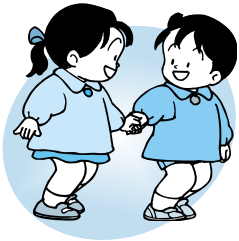
すくすくサポート通信

ところっこ・すくすくサポートプラン

今回は、これまで紹介してきたさまざまな「子ども支援」の取り組みの基礎となっている所沢市次世代育成支援行動計画「ところっこ・すくすくサポートプラン」を紹介します。

Q: どのような計画なのですか。

A: 子どもたちが所沢市に愛着を持って安心して暮らせるように、まちづくりを通して子どもたちの成長を支援するための計画(昨年3月に策定)です。内容には、すべての子どもたちの健やかな成長を願い、子育てを支援する制度やサービスの充実、地域の支援体制や環境の整備などを盛り込んでいます。



この計画では、保育施設の整備や児童手当制度などに代表される子育て家庭に対する支援(子育て支援)にとどまらず、家庭や地域の子育て力の向上、子どもたちの安全確保や居場所づくり、子育てバリアフリーといった取り組みにも踏み込んでいます。子どもたちの健やかな成長への総合的な支援として「子ども支援」という考え方をしています。

Q: 特に重点を置いているのは、どのようなことですか。

A: 子どもたちや子育てをしている方にかかわる市の取り組みについて、情報提供を充実していくことです。

子どもたちが幸せに暮らしていくうえで、最も大切な場所は家庭ですが、親が不安や負担を感じたままでは、子どもたちの成長に悪い影響を与えてしまうこともあります。市では、子育てへの不安や負担感を和らげるために各種相談窓口を設け、悩みを打ち明け合える仲間を探せる場の提供もしています。また、さまざまな経済的支援制度も整備しています。

相談窓口や制度があることを、積極的にお知らせしていくことが重要だと考えています。さらに、そうした情報を通して、市民の皆さん全体の「子どもたちを温かい目で見守る意識」が高まるきっかけにもなればと思っています。

市では、これからも、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりに取り組んでいきます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 子ども支援課 (☎2998-9124・FAX2998-9035)

市税の夜間・休日特別納税窓口を開設します

市税が夜間・休日にも納税できます。日中・平日に時間がとれない方はご利用ください。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

とき ▼夜間: 4月26日(水)~28日(金)/午後5時~8時 ▼休日: 4月1日(土)・23日(日)/午前8時30分~午後5時
ところ 市役所2階・収税課
市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等
問い合わせ 収税課 (☎2998-9073・FAX2998-9409)

公益通報者保護法が施行されます

4月に施行される公益通報者保護法は、労働者が事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為について▼事業者内部▼行政機関▼その他の事業者外部のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした

通報を行った場合、「公益通報者に対する解雇の無効・その他の不利益な取り扱いの禁止」「公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置」を定めたものです。

公益通報対象となる法律

刑法、食品衛生法など、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる413の法律です。

◎労働者が市の処分権限に係るものについての通報を行う場合は、市役所1階・市民相談課が窓口となります。なお、同法の詳しい内容については、内閣府国民生活局ホームページ(アドレス: <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>)をご覧ください。

問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9092・FAX2998-9041)

労働相談(ごあんない)

とき 4月12日(水)/午後1時~8時(最終相談: 午後7時~)
ところ 市役所2階204会議室

内容 就業規則・賃金・解雇・労働時間・就業に関することなど

対象 勤労者(パート・アルバイトを含む)、事業主
相談員 埼玉県西部産業労働センター職員、社会保険労務士

◎就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

申し込み・問い合わせ 4月3日(月)から商工労政課 (☎2998-9155・FAX2998-9162)へ電話

国民健康保険税の夜間・休日特別納税窓口を開設します

国民健康保険税が夜間・休日にも納税できます。日中・平日に時間がとれない方はご利用ください。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

とき ▼夜間: 4月26日(水)~28日(金)/午後5時~8時 ▼休日: 4月23日(日)/午前8時30分~午後5時

ところ 市役所1階・国保年金課
問い合わせ 国保年金課 (☎2998-9131・FAX2998-9061)

毎月第3日曜日は「家庭の日」です

◆家庭の日とは 家庭をふりかえり、明るい家庭づくりを考える日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」としています。

◆平成17年度「家庭の日」推進事業優秀作文の表彰

小・中学生からの応募作品500点の中から選考のうえ、30人の入賞者を表彰しました。

特選 ▼前田妃南子(南小学校6年) ▼酒井 匡(松井小学校3年)

▼中澤由莉(小手指小学校5年) ▼佐々木 瞳(小手指中学校3年)

▼市野力也(柳瀬中学校1年) ◎表彰式は、2月4日に松井公民館で行いました。

問い合わせ 青少年課 (☎2998-9103・FAX2998-9006)

障害者出前なんでも相談のごあんない

障害のある方を対象に、身のまわりのことなどの相談に応じます。

とき・ところ 4月1日(土)・中央公民館、8日(土)・並木公民館、15日(土)・小手指公民館分館、22日(土)・松井公民館

◎事前に電話またはFAXでの予約が必要です。相談時間は、いずれも午後1時から4時までです。

申し込み・問い合わせ ▼身体障害者: 障害者生活支援センター・所沢(あわせの里) (☎29921-5566・FAX29921-6666)

▼障害児・知的障害者: 生活支援ルーム・さぼっこ (☎FAX2992-7888) 、地域生活支援センター・ほぶり (☎29924-2255・FAX29924-3366)

▼精神障害者: 地域生活支援センター・所沢(ごんぐり) (☎FAX2993-8585)

固定資産税の縦覧・閲覧

平成18年度固定資産税の縦覧

土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿により、市内のほかの土地または家屋の価格を縦覧し、自己の土地または家屋の価格と比較することができます。

縦覧期間/場所 4月3日(月)~5月31日(水)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分~午後5時/市役所2階・資産税課

縦覧できる方 納税者(本人)、同居の親族、委任状(法人の場合は代表者印を押印)を有する代理人

持参する物 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)

手数料 無料

固定資産税課税台帳の閲覧

本人の資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。 閲覧期間/場所 平成18年4月3日

(月)19年3月30日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後5時/市役所2階・資産税課

縦覧できる方 納税義務者(本人)、同居の親族、委任状(法人の場合は代表者印を押印)を有する代理人、借地人、借家人、売買・相続等で賦課期日(1月1日)後に所有者になった方等

持参する物 縦覧できる方であるか確認ができるもの(賃借契約書・登記事項証明書等)および本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)

手数料 1回200円(4月3日)から5月31日(水)までは、納税者の閲覧は無料)

問い合わせ 資産税課 (☎2998-9068・FAX2998-9409)

水漏れの修繕4月の休日当番をお知らせします

水道部では24時間体制で水漏れの対応にあたっています。修繕は所沢市指定給水装置工事業者が行い、修繕費用は依頼主の負担となります。

4月の休日受付当番は次のとおりです。

日(曜日)	当番	電話番号
1日(土)	(株)山口設備	2922-2785
2日(日)	(有)東邦設備工業所	2944-3880
8日(土)	(有)松本設備工業所	2922-5911
9日(日)	(有)石和設備工業	2993-8108
15日(土)	(有)新井設備工業	2948-4013
16日(日)	(有)本田技管	2948-1300
22日(土)	(有)須田設備	2922-7022 2922-0981
23日(日)	(有)中村水道工事店	2992-0981
29日(祝)	(有)石和設備工業	2993-8108
30日(日)	(株)山口設備	2922-2785

問い合わせ 所沢市水道部 (☎2921-1100・FAX2921-1094)